

「船橋市納税コールセンター」 運営業務委託ガイドライン

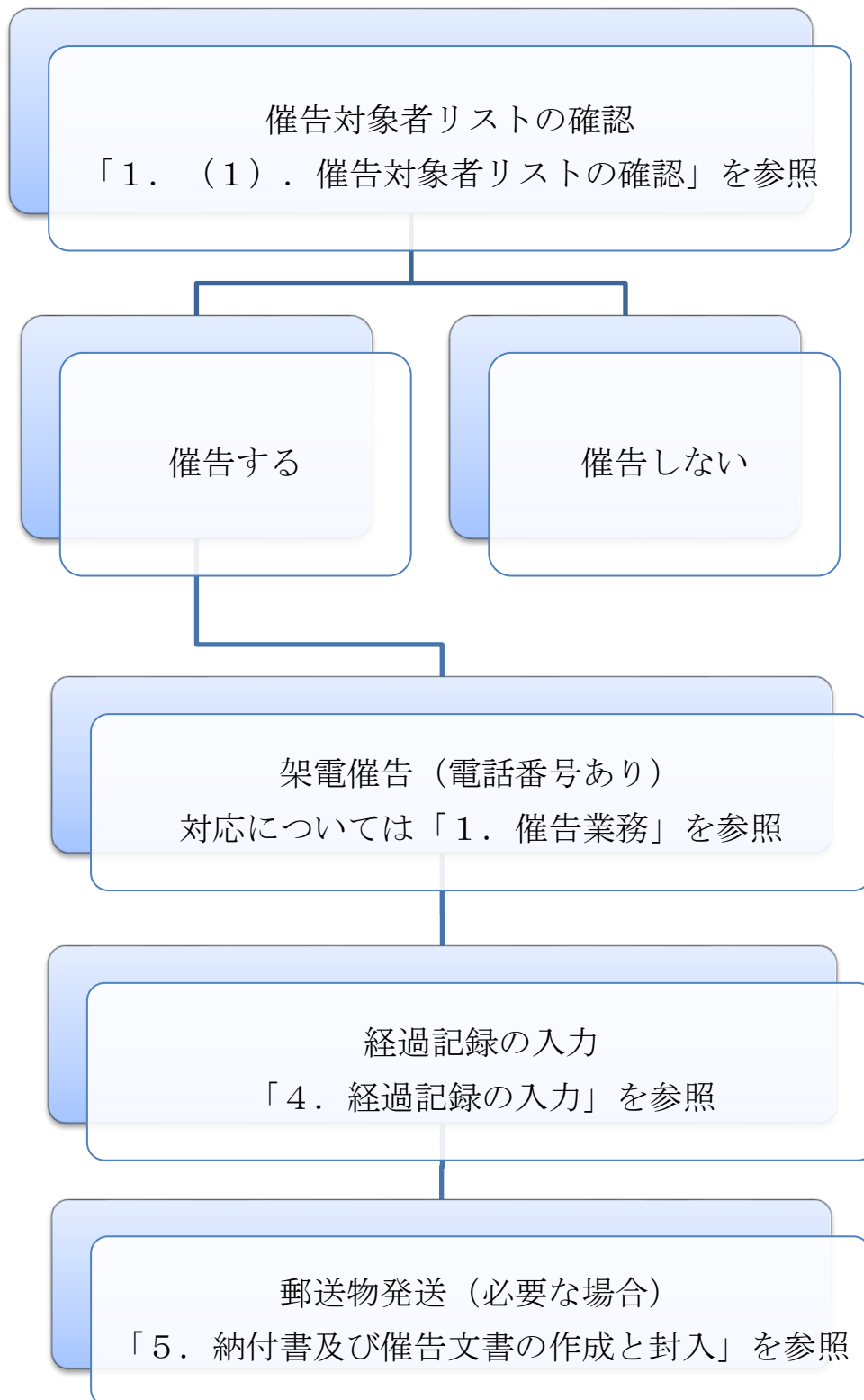
船橋市税務部債権管理課

目 次

1. 催告業務	1
1. (1). 催告対象者リストの確認	2
1. (2). 催告対象者への架電催告	3
1. (3). 本人、委任状を受理している代理人、納税管理人が電話に出た場合	3
1. (4). 同居の家族が電話に出た場合	3
1. (5). 固定資産税の共有者が電話に出た場合	3
1. (6). 第三者が電話に出た場合	4
1. (7). 留守電になった場合	4
1. (8). 納付済みであった場合	4
1. (9). 納税コールセンターへの折り返し受電	4
1. (10). 納付状況の確認	4
2. 受電業務	5
2. (1). 本人確認	6
2. (2). 債権管理課担当者宛ての問い合わせ	6
2. (3). 納税交渉を必要とする問い合わせ	6
2. (4). 金融機関からの収納確認連絡 (eL-QR 非対応納付書)	6
2. (5). 納付状況の確認	7
2. (6). 納付書再発行	7
2. (7). 賦課期日、課税根拠	8
2. (8). 督促状の発送	8
2. (9). 延滞金	8
2. (10). クレジットカード納付	9
2. (11). 納付書の期限切れ	9
2. (12). 船橋駅前総合窓口センター (フェイス) での納付	12
2. (13). 送付先変更	12
2. (14). 誤配達問い合わせ	12
2. (15). 歳計外納付書の問い合わせ	13
2. (16). その他問い合わせ	14
3. 携帯電話へのショートメッセージサービス (「SMS」) の送信	14
4. 経過記録の入力	14
5. 納付書及び催告文書の作成と封入	14
6. 口座振替の勧奨	15

1. 催告業務

催告業務の流れは下図のとおりです。



1. (1). 催告対象者リストの確認

船橋市（以下「発注者」）は、催告対象者リストを作成・登録したら、納税コールセンター（以下「納税 CC」）に催告の開始を伝えます。

納税 CC のオペレーターは、催告対象者リストに記載のある対象者の納付状況を滞納整理システムで確認し、以下に該当する者には催告しません。

- ① 延滞金のみ残っている期別がある（発注者が催告を指示した場合は催告します）。
- ② 過誤納金がある。
- ③ 催告止めされている、又は個人備考欄に納税 CC 催告不要と入力されている。
- ④ DV（ドメスティックバイオレンス）等支援措置対象者である。
- ⑤ 生活保護受給中の表示がある。
- ⑥ 3 か月以内に死亡している（死亡から 3 か月以上経過し、納税管理人がついている場合は納税管理人に催告します）。
- ⑦ 分納、差押え、参加差押え、交付要求、執行停止、猶予された期別がある。
- ⑧ 職権消除されている。
- ⑨ 分納取消、交付要求解除から 2 か月以内。
- ⑩ 直近で弁護士や司法書士から受任通知等を受け取った記録がある（再生手続き開始決定受理等）。
- ⑪ 地区担当者から最近 1 ヶ月以内に催告書等の文書が送付されている。
- ⑫ 連絡をいただく約束になっておりその期限を過ぎていない。
- ⑬ 未納期別がない。
- ⑭ 公示送達、返戻から 1 か月以内。
- ⑮ 給与照会回答期限から 1 か月以内。
- ⑯ 名前に「故」が入っている。
- ⑰ 猶予申請書を債権管理課が発行している（送付して 1 か月経過していても猶予されていない場合は地区担当者に確認します）。
- ⑱ 現住所が海外（納税管理人設定されていない）。
- ⑲ 料金が移管されており、担当者 2 が強制徴収担当者である。
- ⑳ 納税管理人が弁護士または司法書士。
- ㉑ 差押予定、差押起案の記事入力されている。

上記に該当しない者で催告すべきか不明な場合は発注者に確認します。

また、上記条件は発注者と協議の上、随時変更します。

1. (2). 催告対象者への架電催告

架電催告する際、オペレーターは 1 回の電話につき 10 コールして応答がない場合は、時間を改めて再度架電します。合計 2 回架電して応答がない場合は、不在扱いとします。

また、関連者の納付状況を確認し、催告対象者がいる場合は催告します。

催告実施時は、「差押えをします。」等の徴税吏員に与えられた権限に基づく発言を行わないように十分注意しつつ、対象者に対して納付を促します。ただし、納付しなければどうなるのかの質問をされた場合、「法律の規定により滞納処分となる場合があります。」との回答は可能です。

1. (3). 本人、委任状を受理している代理人、納税管理人が電話に出た場合

相手に現在話をする時間があるかを確認します。時間がある場合には税金の件で連絡したと滞納税目等を伝えます。時間がない場合には、都合の良い日時を伺い後日改めて電話することを伝えます。

1. (4). 同居の家族が電話に出た場合

同居の家族が電話に出た場合には、「本人から納税 CC (TEL : 047-436-2104) へご連絡ください。」と伝えます（折り返しの依頼をする場合は納税 CC の発信者番号である 2104 を案内します）。架電理由を聞かれた場合や、未納明細等を送付する必要がある場合は、本人あてに税金の件で書類を発送させていただくことを告げます。

同居の家族でも具体的なこと（滞納市税がある、納付書を発送します等）は伝えません。また、ご家族から本人の電話番号や転居先等の個人情報聞き出しません。相手方の希望で教えてくれる場合は伺って経過記録に残します。本人へ架電して良いと言われた場合は、伺った電話番号へ架電します。

※登録電話番号が固定電話で船橋市内から市外へ転出している場合、システム上固定電話の登録が残りますが、仮に当該住所が実家等で居住している家族が残っていたとしても、個人情報によるトラブル回避のため架電対象外とします。

1. (5). 固定資産税の共有者が電話に出た場合

固定資産税の共有者（もしくは共有者と名乗る者）が電話に出た場合、滞納整理システムでは基本的に共有者の確認はできないため、納税 CC は電話対応者が共有者（もしくは共有者と名乗る者）であることを伝えた上で、債権管理課担

当者に引き継ぎます。

転送が難しい場合は、「本人（代表者）から納税 CC（TEL：047-436-2104）へご連絡ください。」と伝え電話を終えます。

1.（6）. 第三者が電話に出た場合

架電した電話番号を別人が使用中であれば、相手に謝罪し、今後電話をしないことを伝えます。その他、現在使われていない等の理由で登録番号を削除する場合は、削除する電話番号を経過記録に残します。経過記録に残す際は、記事分類「折衝用」、記事内容「電話番号削除」を選択の上、記事に削除する電話番号を記載してください。

1.（7）. 留守電になった場合

納税 CC からの電話であることと市税の案内で電話したこと、折り返し連絡するようメッセージに残します。具体的な内容については残しません。

1.（8）. 納付済みであった場合

行き違いの催告となってしまったことをお詫びし、納付した日付と場所を伺い、領収書を保管しておくよう伝えます。納付した日付と場所を聞き取ったら経過記録に残します。

1.（9）. 納税コールセンターへの折り返し受電

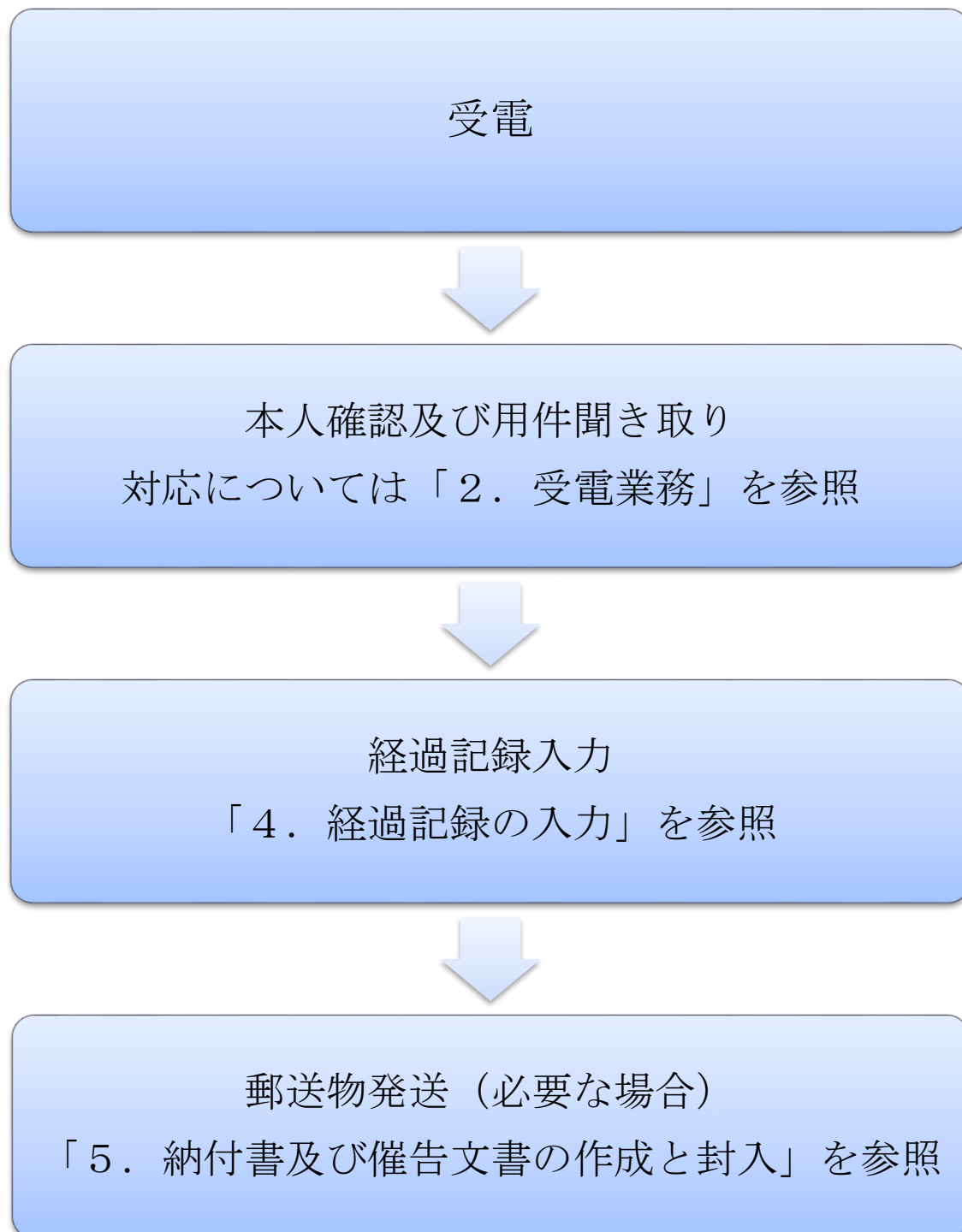
受電業務の 2.（1）. と同様に本人確認を行ったうえで、1.（2）. 催告対象者への架電催告と同様の対応を行います。

1.（10）. 納付状況の確認

発注者よりリスト（主に Excel ファイル等）の提示を受けたものに関して、期日までに市税等の納付が行われているかの確認を行い、未納となっている市税等に対し架電催告を行います。

2. 受電業務

受電業務の流れは下図のとおりです。



2. (1). 本人確認

宛名番号又は通知書番号、氏名、住所、生年月日を確認します。宛名番号又は通知書番号が確認できない場合は氏名、住所、生年月日のみを確認します。確認後、電話をしている方が本人であるかの確認をしてください（委任状を受理している代理人や納税管理人からの電話やなりすまし対策）。また、滞納整理システム上で代理人又は納税管理人の登録がある方からの受電時は代理人又は納税管理人であるかの確認をしてください。

催告業務にて催告対象者リストの対象外になっている（と思われる）相手からの受電であった場合は、債権管理課担当者へ引き継ぎます。また、発注者が指定する納税 CC 対応の対象者以外の場合は、債権管理課担当者へ引き継ぎます。

相手が本人、委任状を受理している代理人、又は納税管理人であると確認ができなかった場合は、本人から連絡するか、委任状提出後再度相談するよう伝えます。委任状を提出する場合は、委任状と返信用封筒を送付するので、記載して返送後 1 週間を目途に再度連絡するよう説明します。

終話前に電話番号を聞き取ります（登録がある場合も確認します）。

2. (2). 債権管理課担当者宛での問い合わせ

本人確認を行い、発注者が指定する納税 CC 対応の対象者であった場合は、納税 CC で対応可能な用件であれば対応します。対応不可能な用件であれば債権管理課担当者へ引き継ぎます。納税 CC 対応の対象者以外の場合も債権管理課担当者へ引き継ぎます。

2. (3). 納税交渉を必要とする問い合わせ

差押え、参加差押え、交付要求、換価・徴収の猶予、執行停止、納税交渉を必要とする問い合わせについては、債権管理課担当者に内容を伝え、引き継ぎます。

2. (4). 金融機関からの収納確認連絡（eL-QR 非対応納付書）

金融機関から期限が切れた eL-QR 非対応の納付書の収納を受け付けて良いかの確認の連絡があった場合は、納付書の通知書番号、宛名番号又は指定番号、納税義務者の氏名を確認し、年度、税目、期別、金額を確認した上で、金融機関に対して受け付けていただくよう伝えます。金融機関から延滞金につい

て質問された場合は、「延滞金が発生した場合は本人あてに納付書を送付します。」と伝えてもらいます。

分割納付の期限が切れた納付書の収納連絡があった場合は、受け付けていただくよう伝えます（延滞金の話は不要です）。切電後、聴取した内容を経過記録へ残します。

経過記録に「差押起案」や「差押予定」の記事がある場合には、収納の受け付けをせずに債権管理課担当者に引き継ぎます。

2. (5). 納付状況の確認

相手が本人、委任状を受理している代理人、又は納税管理人であれば回答します。

それ以外の方である場合は回答しません。本人宛に未納明細書を送付することは可能と案内し、希望があれば発送します。

2. (6). 納付書再発行

本人、委任状を受理している代理人、又は納税管理人から、納付書を紛失した、納付書が届いていないなどの納付書再発行の依頼があった場合には、年度、税目、期別、納付予定日を確認し、納付書を再発行します。なお、納付書の期限が切れてしまったため再発行をしてほしいという依頼があった場合は、当初納税通知書、督促状、催告書、各課税課から発行された納付書であれば納期限・指定期日の 1 年後まで使用可能であるため、それらを使用して納付するよう案内します。

令和 7 年 4 月時点において、市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税（償却資産含む）・都市計画税、軽自動車税（種別割）の納付書には eL 番号と地方税統一 QR コードが印字されます（以下「eL-QR 対応納付書」）。債権管理課発行以外の eL-QR 対応納付書であれば、納期限・指定期限の 1 年後まで使用可能です。eL 番号または eL-QR を活用した納付方法については地方税お支払サイトを確認するよう案内します。

依頼のあった時点で延滞金が発生している場合は、延滞金も納付義務があることを説明します。

納付書の期限は原則納付書作成日から 10 日後とします。本人と話した結果によっては、より短い期限に設定することも可能です。

また、納付書作成日から 10 日後以降の期限を希望された場合には、作成日時点の延滞金を含めた金額で納付書を再発行するものとし、収納確認後、再度確定

延滞金分の納付書を郵送することを説明します。

相手の申し出ている内容以外に滞納がある場合は、他に滞納があることを案内します。また、納期未到来分の納付書を持っているかも確認し、持っていないければ納期限で再発行して併せて送付すると伝えます。

口座振替になっていない場合は**6. 口座振替の勧奨**のとおり案内します。

2. (7). 賦課期日、課税根拠

市県民税・森林環境税、固定資産・都市計画税、軽自動車税の賦課期日や課税根拠について説明します（例：市県民税・森林環境税は、1月1日時点で船橋市に居住している方の前年の所得に対して課税されます）。

税目	賦課期日	課税根拠
市県民税・森林環境税	1月1日	前年の所得に対して課税
固定資産・都市計画税	1月1日	所有している不動産に対して課税
軽自動車税	4月1日	所有している軽自動車に対して課税

市県民税・森林環境税の普通徴収と特別徴収の違いについて尋ねられた場合も説明します。

課税について詳細な説明が必要な場合は、各課税課へ転送し対応を依頼します。

税目	課税課
市県民税・森林環境税、法人市民税、軽自動車税等	市民税課（内線 2214）
固定資産税（償却資産含む）・都市計画税	資産税課（内線 2222）

2. (8). 督促状の発送

督促状の発送は法律で定められていること、行き違いで督促状が発送されることがあること、分割納付中でも督促状が発送されることを説明します。

2. (9). 延滞金

納期限を経過した翌日から延滞金の計算が進むこと、分割納付中でも延滞金の計算は進むこと、確定した延滞金に対してさらに延滞金が発生することはないこと、延滞金の利率（令和7年中は最初の1か月は2.4%、以降8.7%）、延滞金も納付義務があることを説明します。

なお、延滞金の利率は毎年変動するので注意してください。

2. (10). クレジットカード納付

市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税（償却資産含む）・都市計画税、軽自動車税（種別割）の場合で、eL-QR 対応納付書（債権管理課発行の場合は期限が切れていないもの）を持っていれば、「地方税お支払サイト」よりクレジットカード納付をすることができます（市県民税・森林環境税（普通徴収）は令和 6 年度から地方税お支払サイトに対応）。

eL-QR 対応納付書でクレジットカード納付が可能になるのは、eL 番号を入力して納付する場合は納付書発行日の翌営業日午後以降、eL-QR を読み取って納付する場合は即日納付可能です。

また、使用期限は当初納税通知書、督促状、催告書、各課税課から発行された納付書の場合は納期限・指定期日の 1 年後まで、債権管理課発行の納付書の場合は納付書記載の指定期日までです。いずれの納付書も使用期限の最終日は 23:30 までに手続きが必要となります。

複数枚の納付書をまとめて納付手続きすることができ、1 回の支払限度額は 9,999,999 円です。また、決済手数料は自己負担です。地方税お支払サイトを案内し、手数料を確認してもらいます。

領収書は発行されません。領収書が必要な方には、銀行及びコンビニエンスストアの窓口での納付を案内してください。

船橋市税のクレジットカード納付の詳細については、船橋市公式ホームページおよび地方税お支払サイトを案内してください。

2. (11). 納付書の期限切れ

当初納税通知書、督促状、催告書、各課税課から発行された納付書の期限が切れている場合、納期限・指定期日の 1 年後まで使用可能です。債権管理課発行の納付書の期限が切れている場合は、コンビニエンスストア等では納付できないことを説明します。また、「地方税お支払サイト」でのクレジットカード納付、スマホアプリでの納付も同様です。

債権管理課発行の納付書は、裏面に記載のある金融機関窓口であれば期限が切れていても納付可能であることを説明します。ATM では取り扱いしておりません（ゆうちょ銀行、郵便局は、原則期限内の納付書のみ取り扱いになります）。支店によっては受け付けてくれることがある模様です。

差額延滞金が発生する場合は、収納データの確認後、差額延滞金の納付書を本人宛に送付する旨を伝えます（収納データの確認には 2 週間程度かかる場合があります）。

※債権管理課発行の歳計外納付書については 2. (15). 歳計外納付書の問い合わせを参照にしてください。

支払い方法ごとの納付書の期限切れの対応

コンビニエンスストア等	債権管理課発行の期限が切れた納付書は使用できない。 コンビニエンスストア等での納付を希望する場合は、期限を延ばした納付書の再発行が必要。 ※当初納税通知書、督促状、催告書、各課税課から発行された納付書は納期限・指定期日の 1 年後まで使用可能。
金融機関	期限が切れた納付書でも、納付書の裏面に記載のある金融機関窓口であれば納付可能。ただし延滞金については納付日での計算となる。 ※eL-QR 対応金融機関については、地方税お支払サイトの「よくあるご質問」から「共通納税対応金融機関」を確認するよう案内する(またはインターネットで、「共通納税 対応金融機関」で検索)。
ゆうちょ銀行、郵便局	原則期限内の納付書のみでの取扱い。ただし支店によっては受け付けてくれることがある模様。 ※eL-QR を使用した納付の場合は全国のゆうちょ銀行で納付可能。 ※eL-QR の印字がない納付書でも、カク公 (公) が印字されている場合は全国のゆうちょ銀行で納付可能。
クレジットカード	債権管理課発行の期限が切れた納付書は使用できない。 クレジットカード納付を希望する場合は、期限を延ばした納付書の再発行が必要。 ※当初納税通知書、督促状、催告書、各課税課から発行された納付書は納期限・指定期日の 1 年後まで使用可能。 ※納付は「地方税お支払サイト」を案内する。 ※手数料は自己負担。地方税お支払サイトで手数料を確認するよう案内する。 ※使用期限の最終日は 23:30 までに手続きが必要。
スマホアプリ	債権管理課発行の期限が切れた納付書は使用できない。 スマホアプリで納付を希望する場合は、期限を延ばした納付書の再発行が必要。

	※当初納税通知書、督促状、催告書、各課税課から発行された eL-QR 対応納付書は納期限・指定期日の 1 年後まで使用可能。 ※対応アプリや開始時期については地方税お支払サイトを確認するよう案内する。 ※アプリによって手数料が発生する可能性があることを伝え、必要があればアプリ提供事業者へ確認するよう案内する。 ※分割納付の納付書は納付期限内であれば使用可能。 ※コンビニバーコードが印刷されている納付書によるスマホアプリでの納付方法は令和 6 年度にて取り扱いが終了しました。
インターネットバンキング、ATM (コンビニ等に設置されている共用 ATM では納付不可)	①当初納税通知書、督促状、催告書、各課税課から発行された納付書は、eL-QR の印字有無に限らず納期限・指定期日の 1 年後まで使用可能。 ※対応するネットバンキングまたは ATM の金融機関は、eL-QR の印字有無に限らず市 HP の「インターネットバンキング・ATM での市税の納付」ページに掲載されている金融機関であれば納付対応。 eL-QR 対応税目の場合は地方税お支払サイトを経由することで、eL-QR 対応金融機関のネットバンキングまたは ATM に対応する金融機関で納付可能。具体的な金融機関は、地方税お支払サイトの「よくあるご質問」から「共通納税対応金融機関」を確認するよう案内する。 (またはインターネットで、「共通納税 対応金融機関」で検索) ②債権管理課発行の eL-QR 対応納付書で期限が切れた納付書は使用できない。ネットバンキングまたは ATM での納付を希望する場合は、期限を延ばした納付書の再発行が必要。 ※債権管理課発行の eL-QR 非対応納付書はネットバンキング・ATM での納付はできない。 ※①・②どちらもネットバンキングは手数料無し、ATM も基本的に手数料は発生しないが、時間帯等により ATM の利用手数料等がかかる場合がある。納付書でも手数料なし。

2. (12). 船橋駅前総合窓口センター（フェイス）での納付

下表のとおり収納しています。確定延滞金のみ残っている期別については、原則納付できません。ただし、延滞金納付書の発行・郵送を待てない等の理由で確定延滞金のみを納付をフェイスで行いたいという場合は、条件付きで対応しています。

なお、フェイスでの納付は、その場で納付する場合にのみ行っています。納付方法は現金のみです。クレジットカードやスマホアプリで納付することはできません。

また、フェイスでの納付については現金管理のリスク軽減のため納付場所として積極的な案内は現在行っていない点にご留意ください。

	納期限・指定期日内	納期限・指定期日後
当初納付書	そのまま収納	当日付け延滞金で収納
督促状	(23 万円未満) そのまま収納	当日付け延滞金で収納
	(23 万円以上) 当日付け延滞金で収納	
催告書	そのまま収納	当日付け延滞金で収納
再発行納付書 (分納以外)	そのまま収納	当日付け延滞金で収納
再発行納付書 (分納)	そのまま収納	そのまま収納
何も持参せず	再発行して収納	当日付け延滞金で再発行して収納

2. (13). 送付先変更

送付先は、原則滞納整理システムに登録されている本人の住所となります。送付先申請や納税管理人申請がされている場合は申請先に送付します。

今後送付先の変更を希望する場合は、各課税課を案内します。

2. (14). 誤配達の間い合わせ

同じ住所で前の住人宛てと思われる郵便物が届いた、異なる住所で別人宛ての郵便物が届いたなどの間い合わせがあった場合は、郵便物に記載されている名前と住所を聞き取って対象者を特定し、以下のとおり対応のうえ債権管理課

へ報告します。

以下の対応でご理解いただけない場合は、郵便局の最寄りの配達局又はお客様サービスセンターに連絡する必要があることを説明します。

① 開封している場合

返信用封筒を送付するので、返送いただくよう説明します。

② 開封していない場合

郵便物の表面に誤配達である旨記載いただき、又は付せん等を貼っていただき、郵便ポストに投函いただくようお願いいたします。

※電話をいただいた方の名前、電話番号、住所を聞き取り、経過記録に残した上で担当者へ報告します。

なお、督促状及び一斉催告については封筒の問い合わせ先が債権管理課となっていますが、発送事務の所管は税務課となりますので、税務課（内線 2204）を案内してください。

※督促状及び一斉催告であるかの確認方法は封筒裏面に「市税の納付方法」の案内があります。ただし、封筒そのものに「督促状」や「一斉催告」等の記載はないため、判断が難しければ債権管理課への報告で構いません。

（参考）郵便法第 4 2 条（誤配達郵便物の処理）

郵便物の誤配達を受けた者は、その郵便物にその旨を表示して郵便差出箱に差し入れ、又はその旨を会社に通知しなければならない。

2. (15). 歳計外納付書の問い合わせ

令和 7 年 2 月より財務会計システムから印刷される債権管理課発行の歳計外納付書に納税 CC の電話番号が記載されるため、問い合わせが入ることがあります。問い合わせ時点で歳計外納付書とその他の納付書の判別することが困難なため、判別方法を以下のとおりお伝えします。

歳計外納付書であると確認した場合は、債権管理課各係（担当）へ転送してください。なお、徴収第一係、徴収第二係、特別滞納処分係の債権管理課担当者が発行する歳計外納付書はあらかじめ納税 CC の電話番号を二重線で消して自席の電話番号を加筆しているため、問い合わせ先及び転送先は原則換価係（内線 2255）又は民事債権係（内線 2250）となります。

【歳計外納付書の判別方法及び転送先の確認方法】

①電話をしている方が「滞納者」か「差押えに協力いただいている方（第三債務者）」の確認

←滞納者に歳計外納付書の送付をすることはほぼありません（極稀に滞納者が第三債務者である場合もあります）。

以下「差押えに協力いただいている方（第三債務者）」の場合

- ②納付書3連の一番右を見てもらう
- ③一番上に「船橋市納入通知書兼領収書」の記載があるか確認
- ④住所の下の摘要欄があるか確認
- ⑤摘要欄に記載の係名＋担当者名を確認して転送する。（換価係は係名のみ記載）

2. (16). その他問い合わせ

市税証明書、口座振替申請、過誤納付については税務課（Tel：047-436-2202）を案内します。

軽自動車の登録・廃車については市民税課（Tel：047-436-2214）を案内します。

所管課が不明の場合は、『ふなばし市民便利帳』や『市税ガイド』を確認して案内します。

3. 携帯電話へのショートメッセージサービス（「SMS」）の送信

催告対象者リストのうち複数回架電しても応答がない滞納者に対して、SMSを利用したショートメール案内の送信とその受電の対応を行います。

メッセージ本文の内容や送信日時については債権管理課と協議の上で確定するものとします。

SMSを送信した方から、納税CCに電話があった際は、1. (9). 納税コールセンターへの折り返し受電と同様の対応を行います。

4. 経過記録の入力

オペレーターは電話終了後、経過記録に、「結果（納付約束等）」、「納付書の期限」、「内容（対応する中で特に記載すべき項目）」を入力します。

5. 納付書及び催告文書の作成と封入

作成時の注意点は、以下のとおりです。

- ① 催告文書と納付書の期限は同一とします。

- ② 催告文書と納付書の期限は、原則として納付書作成日から10日後とします。本人とやり取りした場合はより短い期限の設定も可能です。
- ③ 本人と会話して納付書を発送することになった場合、催告文書は同封せず宛名書で発送します。
- ④ 催告文書と納付書に印刷された本税並びに延滞金の金額に相違がないか確認します。
- ⑤ 複数の人が催告書と納付書を同時に印刷した際には、前後してプリンターに出力されることがありますので注意します。
- ⑥ 納付書や催告文書が汚れていないか、納付書の印字位置に大きなズレが無いかを確認します。汚れている場合や印字位置にズレがある場合は印刷し直します（納付書の印字ズレの確認は領収済通知書と船橋市原符兼払込金受領書の間にある×印が□の内側に概ね収まっているかでご確認ください）。
- ⑦ 納付書再発行等の際に印刷ミスをし、印刷し直す場合は、滞納整理システム上のミスした履歴を削除します。

封入時の注意点は、以下のとおりです。

- ① 催告文書と納付書が同一人物のものか確認します。別人の書類を封入した場合には情報漏洩です。必ず確認します。
- ② 「田中太郎」と「田中太郎 外一名」のように単名と共有代表者が同一人で、同一住所であれば同じ封筒で発送します。
- ③ 必ず最初に封入した人以外の方が、確認して封をします（ダブルチェック）。
- ④ 封筒の窓に宛名が入っているか確認します。
- ⑤ 封筒が破れていないか確認します。

6. 口座振替の勧奨

口座振替になっていない市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税（償却資産含む）・都市計画税、軽自動車税（種別割）の課税がある場合は、口座振替を勧めます。特に以下のような状況の場合は勧奨します。

- ① 納付を忘れてしまい、納付が遅くなったとの申し出があった場合。
 - ② 納付書が届かなかったとの申し出があった場合。
 - ③ しばらく海外に出国する場合。
 - ④ その他口座振替による納付が有用であると判断されるもの（足が悪くあまり出歩けない、高齢のため納付したかどうかわからなくなってしまう等）。
- 船橋市口座振替依頼書（ゆうちょ銀行の場合は「船橋市市税等自動払込利用申

込書兼廃止届書」) は、納税 CC から発送するか、市内の銀行に置いてあるものを使用するよう案内します。また、船橋市公式ホームページからインターネット上で口座振替手続きすることも可能です (インターネット上での手続きは千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、東京スター銀行、きらぼし銀行、常陽銀行、ゆうちょ銀行に限ります)。

その他、口座振替について不明なことがあれば税務課 (内線 2204) に確認します。